

第三次滋賀県環境学習推進計画 概要

【計画期間 平成28年度～平成32年度(5年間)】

計画の性格・背景

- ・「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・ESD(持続可能な開発のための教育)の理念の広まり等、より実践的な環境学習の要請

課題から求められるもの

- リーダーの確保
- 情報共有のしくみづくり
- 拠点、コーディネート機能の強化
- 教育現場での時間確保やプログラムの工夫
- 親、教員等へのサポート
- 「つながり」の創出
- 地域の資源・素材の活用

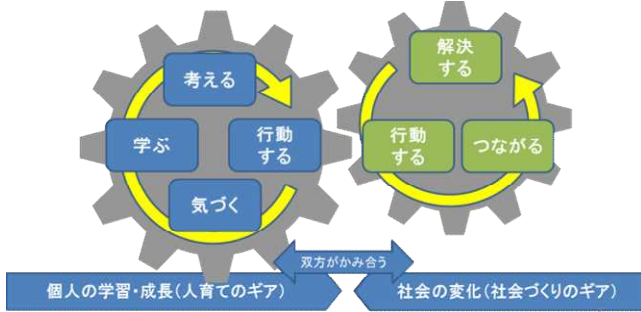
基本目標

「いのち」に共感して自ら行動できる人育て
による、持続可能な社会づくり

※単なる「学び」に留まらず、自ら行動をおこし、それにより社会が変わっていくことを目標とする。

展開方向

- ・「つなぐ・つなげる」で「つながる」環境学習
⇒さまざまな「つながり」で連携や継続を強化
- ・人育てと社会づくりがつながる「ギアモデル」

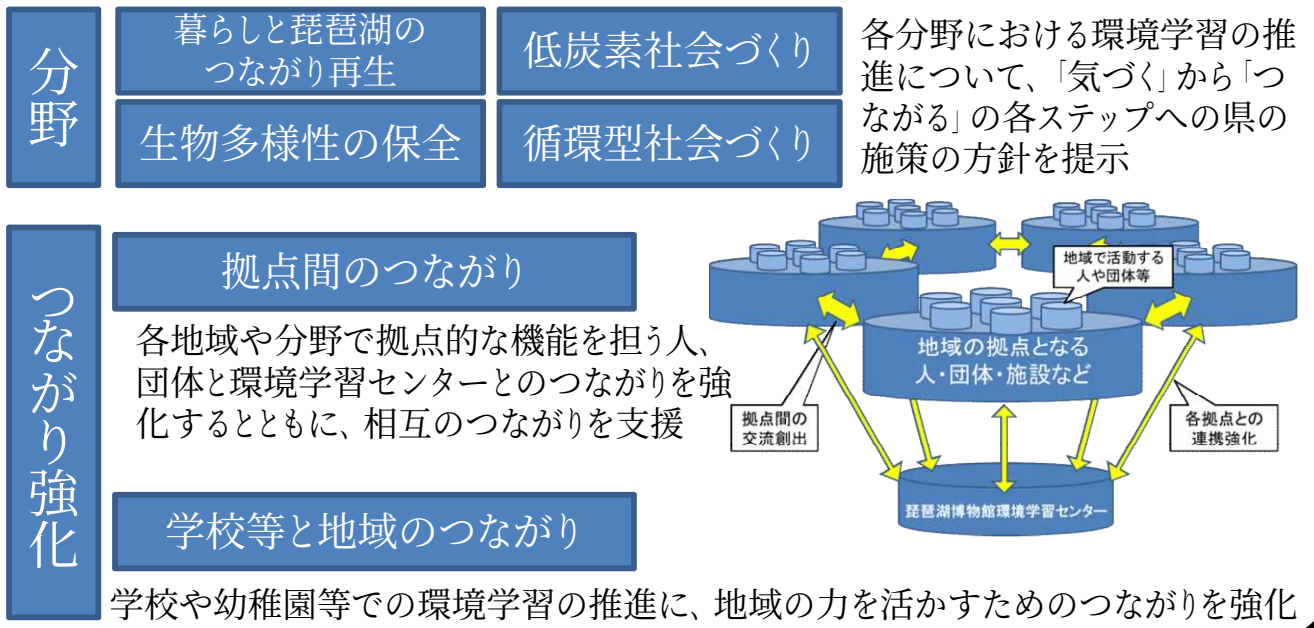


県の施策の展開方向

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1)人材育成および活用 | (2)環境学習プログラムの整備および活用 |
| (3)場や機会づくり | (4)情報の提供 |
| (5)連携・協力のしくみづくり | (6)取組への機運を高める普及啓発 |

・県の施策を体系別に6つの柱として掲げ、それぞれの柱における施策の展開方向と、「ギアモデル」のどの部分への効果がある施策を提示

重点的な取組



推進体制

- ・環境学習推進会議による、
庁内の各種行政分野との連携
- ・環境学習センターによる支援機能
- ・多様な主体との協働

進管理

- ・環境保全行動実施率をアウトカム指標に、計画の実施状況を測定
- ・施策体系別の指標の推移、各事業の自己評価と三層構造で評価し、結果を公表